

用語解説

【あ行】

アクセス (95 頁)

目的地への連絡・接近という意味。

エコツアー (63 頁)

自然観察や環境保護の理解を深めることを目的とした旅行。

エコファーマー (64 頁)

「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業者。

【か行】

街区公園 (71 頁)

主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。

開港 (116 頁)

関税法によると、港には「開港」と「不開港」が定められている。開港は外国貿易船が直接入港できる港で、開港の条件は、外航船の入港実隻、貿易額、後背地の企業立地活動等が考慮される。

環境家計簿 (81 頁)

家庭で使用する電気・ガス・水道などエネルギーの使用量を記録して二酸化炭素の排出量に換算し、地球温暖化の一因である二酸化炭素を減らす暮らし方について考え、実践する道具。

緩衝緑地 (70 頁)

公害の防止や緩和、コンビナート地帯など災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等を分離遮断し、災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。

京都議定書 (88 頁)

1997年12月に京都市で開催された地球温暖化防止京都会議（第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3）において、採択された二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書。

行政評価システム (47 頁)

行政の政策・施策・事務事業に対し、市民の目線に立ってその必要性や効率性、効果などを評価し、その結果にもとにそれらを適切かつ効率的に改善して、予算策定に反映させる仕組み。

グリーンツーリズム (100 頁)

緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動。

景観行政団体 (79 頁)

都道府県、指定都市等、又は都道府県知事と協議し、同意を得て景観行政を実施する市町村。

景観法 (78 頁)

良好な景観を「国民共通の資産」とする基本理念を掲げ、わが国で初めての景観に関する総合的な法律。景観行政団体に指定された地方自治体にとって、強制力を伴う法的規制の枠組みを用意し、具体的な規制や支援策を盛り込んでいる。

経常収支比率 (56 頁)

地方自治体の財政の硬直化の度合いを示す指標で、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源が人件費や公債費（借金の返済）等の経常的経費に充当される割合をさすものである。

高医療費市町の準指定 (21 頁)

国保法第68条の2第1項の規定に基づき、医療費の実績給付費が全国平均の1.14倍（地域差指数）を超えると指定され、安定化計画を策定することが規定されている。準指定は、地域差指数が1.10を越える場合や前年度または前々年度の指定を受けたなどの条件により指定される。（旧小野田市が平成17年度指定を受け、平成18年度は準指定となっている。）

公債費 (56 頁)

地方自治体が、毎年度経常的に収入のある市税、地方交付税等の一般財源の中から借金の返済に充てる費用のこと。

コミュニティ (42 頁)

人々が助け合いの意識をもって共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団、地域社会。

コミュニケーション支援事業 (17 頁)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより意思疎通を図るために支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介するために、手話通訳者等の派遣を行う事業。

コミュニティ放送局 (119 頁)

わが国の放送制度による放送局形態の一つで、市町など行政区域内の地域に密着した情報を提供するためのFM放送。

【さ行】

栽培漁業 (104 頁)

水産資源を増やすため、魚介類の種苗（稚魚・稚貝等）を放流し、適正な漁場管理を行いつつ魚を獲る漁業。

産学公連携（90 頁）

大学や研究機関等が持つ研究成果や教授等の知識・経験などを、民間企業が活用し、経営の改善に生かしたり、製品化・実用化に結びつけたりする仕組み。一般的に「産学官」という言葉が定着しているが、ここでいう「公」とは、「官」(国や地方公共団体)だけでなく、公益性も兼ね備えた組織(NPO)等を含む。

3R（81 頁）

Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つの英語の頭文字を表し、その意味はReduce(リデュース)は、ごみの発生をおさえること。Reuse(リユース)は、再使用すること。Recycle(リサイクル)は、原材料として再生利用すること。

資源管理漁業（104 頁）

将来にわたって健全な漁業の発展を目指すため、漁業者自らが小型魚を獲らないなど漁場や資源量を管理しながら魚を獲る漁業。

自主防災組織（30 頁）

大雨や地震など災害のときに、みんなで力を合わせて地域の被害を最小限に抑えるため、自主的に防災活動を行う自治会単位の組織。

指定管理者制度（45 頁）

市民サービスの向上と管理運営の効率化を図るために、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理を代行することができる制度。

商業集積（97 頁）

商店街や相当数の店舗集団を意味する。

食育（100 頁）

国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。

市民意見公募（パブリックコメント）制度（46 頁）

市の基本的な計画や条例などの策定に際して、その目的、内容、市の考え方などを公表して広く市民からの意見や情報を募集し、これを考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続。

実質公債費比率（56 頁）

平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度に移行し導入された財政指標で、債務負担行為額だけでなく、借金返済に要する他会計からの繰越

金も含み、いわゆる連結決算の考え方が導入されたもの。

シングルサインオン（54 頁）

ユーザーが一度だけ認証を行えば、許可されているすべての機能を利用できるようにするシステム。

生活改善・学力向上プロジェクト（127 頁）

家庭において「早寝・早起き・朝ご飯」に取り組み、子どもの生活改善の推進と運動させながら、学校では「読み・書き・計算」という基礎・基本の徹底・反復学習を通じて前頭前野を鍛え、子どもの飛躍的な成長を図る山陽小野田方式の教育方法。

セクシュアル・ハラスメント（48 頁）

相手を不快にさせる性的な言動。

【た行】

多自然型川づくり（65 頁）

生物の良好な生息・生育環境の保全・復元を目指した川づくり。

地域高規格道路（114 頁）

地域発展の核となる都市圏の育成や空港・港湾・新幹線駅等の広域交通拠点との連絡等、地域の発展を促進するため、高速サービスを提供する道路。

地域子育て支援センター（2 頁）

地域の保育所が有する子育てのノウハウを、子育てサークル支援等に活かしていく事業。

地産地消（99 頁）

「地元生産一地元消費」を略した言葉。「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組み。

中山間地域（98 頁）

平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域。

つどいの広場（3 頁）

主に乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する事業。

特定高齢者施策（12 頁）

元気な人の中でも介護が必要となりそうな人を対象とした介護予防事業。

都市公園 (71 頁)

都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地。

ドメスティック・バイオレンス (DV) (48 頁)

配偶者やパートナーなど親密など親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力。

【な行】

内水面漁業 (104 頁)

河川や湖沼などの内水面で魚を獲ったり、養殖をしたり、遊魚を行ったりする漁業。

ニーズ (53 頁)

要望。需要。

ニート (134 頁)

「Not in Education or Training」直訳すると、就業・就学・職業・訓練のいずれもしていない人で、主婦と学生を除く非労働力人口のうち 15～34 歳の若年層のこと。

認定農業者 (98 頁)

効率的・安定的な農業経営に向けた計画を策定し、その計画について、農業経営基盤強化促進法に基づく市町による認定を受けている農業者。

農家民宿 (100 頁)

農林漁業者が宿泊施設を整備し、滞在しながら作業体験や郷土料理づくり、伝統工芸・伝統芸能などに参加して都市住民に余暇活動を楽しんでもらう宿泊業。

【は行】

バイオマス (65 頁)

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、一般的に「再生可能な生物由来の有機性資源」のことであり、生ごみや家畜排泄物などの「廃棄系バイオマス」、稻わらや間伐材などの「未利用バイオマス」などに分類される。

バリアフリー (66 頁)

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害が取り除かれた状態。

光ファイバー (118 頁)

高速大容量の通信を可能とするガラス繊維あるいはプラスティック繊維でつくられたケーブル。

風致地区 (70 頁)

都市計画区域（都市計画法等の規制を受けるべき土地として指定される区域）のうち、自然に富んだ

良好な景観を形成しており、風致の維持を図ることが必要な地区。

ファミリーサポートセンター (2 頁)

子育て支援サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、会員同士が有償で助け合う事業。

不登校児童・生徒 (126 頁)

連続又は断続して 30 日以上欠席した児童・生徒（病気又は経済的理由による欠席を除く）。

ブロードバンドサービス (118 頁)

高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービス。

放課後児童クラブ (6 頁)

保護者が昼間家庭にいない小学生（概ね 10 歳未満の児童）に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し世話をを行う組織。

【ま行】

マイバック運動 (81 頁)

小売店が渡すビニール袋を使わず、消費者が持参した袋・バッグを使用しようという運動。

マタニティ・ブックスタート (9 頁)

おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることによって、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてもらう運動。母子手帳を取りにられる方を対象に、保健センターで絵本を選んでもらい渡します。

マンパワー (23 頁)

医師、保健師、ヘルパーなどの人的資源。

【や行】

U J I ターン (66 頁)

出身地から進学や就職で都会に出た後、出身地に戻る（U ターン）、出身地から都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る（J ターン）、出身地に関係のない住みたい地域に移る（I ターン）。

【ら行】

【わ行】

ワンストップサービス (55 頁)

1箇所、または一度の手続で必要とする関連作業を完了することができる行政サービス。（例：郵便局での証明書の交付）

【アルファベット】

A E D (自動体外式除細動器) (29 頁)

Automated External Defibrillator の略で、自動体外式除細動器のこと。医療関係者以外の者でも使用可能な心臓電気ショックの機器。

C A T V (119 頁)

Cable TVの略。電波ではなく、ケーブル(通信線)を利用してテレビ番組を送信するシステム、またはサービスのこと。近年ではインターネット接続などのサービスも行われるようになった。

N P O (44 頁)

Non-Profit Organization の略。環境・福祉・国際交流などに関する目的で様々な活動を行っている非営利の民間組織。

